

入 札 公 告

次のとおり、制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札（以下「入札」という。））を実施するので、政令第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年3月22日

豊頃町長 按 田 武

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 豊頃小学校改修工事（建築主体工事）
- (2) 工事場所 北海道豊頃町中央若葉町22番地1
- (3) 工事期間 契約締結日から令和6年2月29日まで
- (4) 工事概要
 - ア 建築主体工事一式
 - イ 改修対象建物、建築面積2,119.89㎡、
延べ面積3,144.49㎡（改修後）
 - ウ 構造：鉄筋コンクリート造
 - エ 階数：地上2階建 搭屋1階
 - オ 用途：小学校舎及び屋内運動場
- (5) この工事は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書提出の際に豊頃町総合評価落札方式実施要綱の規定に基づく技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価方式による工事である。
- (6) 本工事は、地元経済の循環を目的に、下請請負人の選定や資材等の調達について

ては、豊頃町内事業者を積極的に活用すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、単体企業の要件は(1)、特定建設工事共同企業体の要件は(2)とする。

(1) 単体企業の要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しないものであること。

イ 発注工事に対応する令和4年豊頃町告示第42号で定めた契約の種類の入札に参加する者に必要な資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事ごとに定める許可を有すること。

ウ 入札執行の日までの間に、豊頃町競争入札参加資格者に係る指名停止等の措置要綱の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

エ 豊頃町建設工事等に係る暴力団等排除措置要綱の規定により豊頃町発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。

オ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における客観的審査事項について算定した総合評定値が、建築主体工事は1,000点以上であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の豊頃町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

キ 北海道内に建設業法第3条第1項第2号に規定する営業所を有する特定建設業者であること。

ク 過去10年間に、発注工事と同種又は類似で、かつ、おおむね同規模の工事の元請としての施工実績があること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員として出資比率が20%以上の場合のものに限る。

ケ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を工事に専任で配置できること。

コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

サ 建築主体工事は、一級建築士又は一級建築施工管理技士が在籍していること。

なお、在籍とは入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

シ 発注工事に係る設計業務等の受託者と入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

また、当該関係がある場合に入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、公正な入札の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等には抵触しない。

(ア) 設計業務受託者

日本都市設計株式会社（札幌市中央区南9条西6丁目1番37号）

(イ) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(ウ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

- a 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合
- b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(エ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記a又はbと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 特定建設工事共同企業体の要件

ア 特定建設工事共同企業体の構成員は、2の(1)のアからエ、カ及びシの要件を満たしていること。

イ 特定建設工事共同企業体の代表者は、2の(1)のオ、キ、コ、サの要件を満たしていること。

ウ 十勝総合振興局管内に、主たる営業所を有すること、2の(1)のク及びケのそれぞれの要件を満たしている構成員が1社以上いること。

エ 構成員の数は、3社以内とする。

オ 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業又は他の特定建設工事共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

カ 豊頃町建設工事共同企業体運用基準により審査を受けているもの。ただし、本件の工事については、同運用基準の2の(5)イにおける「同種」とは、用途が小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校校舎で、「同規模の工事」とは、鉄筋コンクリート造、延べ面積1,000㎡以上の工事とする。

3 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道中川郡豊頃町茂岩本町166番地

豊頃町える夢館 1階 はるにれホール

(2) 入札日時

令和5年4月19日(水) 午前9時00分

(3) その他

入札の執行に当たっては、町長により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

4 契約条項、設計図書等を示す場所及び期間

(1) 閲覧場所

ア 北海道中川郡豊頃町茂岩本町125番地

豊頃町役場 総務課管財契約係

電話番号015-574-2211

イ 豊頃町のホームページ (<http://www.toyokoro.jp/>)

(2) 閲覧期間

令和5年3月22日(水)から令和5年4月18日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約を締結する者は、契約金額の10分の1に相当する額以上の契約保証金を納付することとする。

ただし、契約保証金の納付の免除は、豊頃町財務規則第92条第3項の定めるところによる。

イ 低入札調査を受けた者との契約については、契約保証の額を契約金額の10分の3に相当する額以上とする。

6 入札の無効に関する事項

開札の時に於いて、豊頃町財務規則(平成21年規則第7号)第78条各号及びこの入札公告に定める条件に違反した入札は、無効とする。

7 予定価格、低入札価格等について

(1) 予定価格 事後公表とする。

(2) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格、失格基準額を設定している。

(3) 入札の執行回数は、原則3回までとする。

(4) 初度の入札執行時に工事費積算内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求め
るので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

8 契約の締結について

契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定に

より豊頃町議会の議決を要する工事であるので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、豊頃町議会の議決を得たのち、本契約を締結する。

9 郵便等による入札の可否

- (1) 郵便等による入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。

10 その他

- (1) 上記以外の事項については、入札説明書による。
- (2) 不明な点は、豊頃町役場総務課管財契約係
(電話：015-574-2211)に照会すること。